

郡山市社会福祉大会における市長表彰等に関する要綱

昭和 62 年 6 月 10 日制定
平成 4 年 5 月 22 日一部改正
平成 11 年 6 月 25 日一部改正
平成 17 年 6 月 8 日一部改正
平成 20 年 5 月 8 日一部改正
令和 5 年 4 月 28 日一部改正
令和 8 年 4 月 23 日一部改正
〔保健福祉部社会福祉課〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の社会福祉の向上発展に貢献し、又は功績のあった個人又は団体に対し、郡山市社会福祉大会において市長による表彰又は感謝状贈呈を行うための必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第 2 条 表彰は、次の各号の一に該当するもののうち、特に功績が顕著であると認められるものに対して行う。ただし、郡山市表彰規則による表彰を受けたものは除く。

- (1) 民生委員又は児童委員として15年以上在職した者
- (2) 市内に住所を有する社会福祉法人又は社会福祉団体において役員として15年以上在職した者又は職員として15年以上在職した者であって特に他の模範となるもの
- (3) ボランティア活動を行っている個人又は団体のうち、その活動期間が10年以上のものであって特に他の模範となるもの
- (4) 市長が委嘱する介護サービス相談員として15年以上在職した者であって特に他の模範となるもの
- (5) 前各号のほか、社会福祉の増進に寄与した個人又は団体で、特に市長が表彰することを適当と認めたもの

2 死亡した者で、表彰基準に該当するものがあつたと認められるときは、追彰することができる。

(感謝状贈呈基準)

第 3 条 感謝状の贈呈は、次の各号の一に該当するもののうち、特に功績が顕著であると認めるものに対して行う。

- (1) 介護サービス相談員として10年以上在職した者のうち、特に功績が顕著であると認められるもの
- (2) 前号のほか、社会福祉の増進に寄与した個人又は団体で、特に市長が感謝状を贈呈することを適当と認めたもの

(候補者の推薦)

第 4 条 福祉事務所長は、前 2 条に定める要件を満たしているものがあるときは、別に定める様式により被表彰者及び被感謝状贈呈者（以下「被表彰者等」という。）を市長に推薦するものとする。

(被表彰者等の決定)

第 5 条 市長は、前条の推薦を受けたもののうちから被表彰者等を決定するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月23日から施行する。